

大和市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 8 号

大和市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

大和市青少年問題協議会規則（昭和 38 年大和市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

協議会に会長及び副会長を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

第 9 条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条の見出しを「（庶務）」に改め、同条中「事務をつかさどらせるため、協議会に事務局を置く。」を「庶務は、青少年問題主管課において処理する。」に改め、同条を第 10 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（意見等の聴取）

第 8 条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。